

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により定められた感染症が理由で欠席する場合、出席停止の扱いになります。「治ゆ証明書」または「感染症治ゆ届」の提出が必要です。

	学校感染症名	出席停止期間と基準	届用紙	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、ポリオ、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)	治ゆするまで	不要	
第2種	1 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	感染症治ゆ届	
	2 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで		
	3 百日咳	特有な咳が消えるまで、又は5日間適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
	4 麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	治ゆ証明書	
	5 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで		
	6 風疹(三日ばしか)	発疹がすべて消えるまで		
	7 水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで(かさぶたになるまで)		
	8 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消えて2日を経過するまで		
	9 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
	10 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	感染症治ゆ届	
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎		治ゆ証明書	
	※その他 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	出席可能	学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる	感染症治ゆ届
	アタマジラミ		タオル、櫛、ブラシの共用は避ける	出席可能
	伝染性軟属腫(水いぼ)		多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける	
	伝染性膿痂疹(とびひ)		プール、入浴は避ける	
	带状疱疹 等			

※その他の感染症の扱いは、自治体によって違います。